

長崎市通学路
交通安全プログラム

長崎市通学路安全対策推進協議会

1 プログラムの目的

通学路を始めとする道路の交通安全に関しては、これまでも関係機関や地域住民等と連携しながら、道路交通環境の整備を実施しているところですが、平成24年以降においても全国各地で登下校中の児童等が被害に遭う事故が相次いで発生しています。このことを受け、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うこととされました。この取り組みに基づいて、長崎市では平成24年8月から、教育委員会、各小学校、警察署、道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の緊急合同点検を行い、必要な対策を協議し、現地にあった対策を実施しているところであります。

今回、策定する「長崎市通学路交通安全プログラム」は、通学路の点検を継続的な取り組みとしてさらに推進を図るために策定するものであり、平成28年度から本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童等の歩行者が安心して通学できる通学路の確保を図っていきます。

2 長崎市通学路安全対策推進協議会について

子どもを守るネットワーク推進事業（別添資料）で培った連携体制を基に、通学路の安全対策実施のため、「長崎市通学路安全対策推進協議会」を設置します。当協議会の構成機関は下記のとおりとし、「小学校が実施する通学路点検の結果」、「子どもを守るネットワークの危険箇所改善要望対応状況」、「道路改善実施状況の結果」、「警察の道路規制、信号機等の設置計画」等の情報を定期的に共有し、また、計画的に合同点検を行うなど、構成機関で連携し、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施してまいります。

○ 長崎市通学路安全対策推進協議会構成機関

<長崎市通学路安全対策推進協議会>

- 長崎市教育委員会健康教育課（各学校・PTAからの情報）
 - 長崎市各総合事務所地域整備課（道路管理点検情報）
 - 長崎市こども部こどもみらい課（子どもを守るネットワークからの情報）
 - 長崎市こども部幼児課（幼稚園・保育園の移動経路に関する情報）
 - 長崎市市民生活部自治振興課（交通安全協会等からの情報）
 - 長崎県長崎振興局（道路管理点検情報）
 - 長崎市管内各警察署（道路状況情報）
- （内容）・通学路の状況の情報共有 ・合同点検の実施

3 取組方針

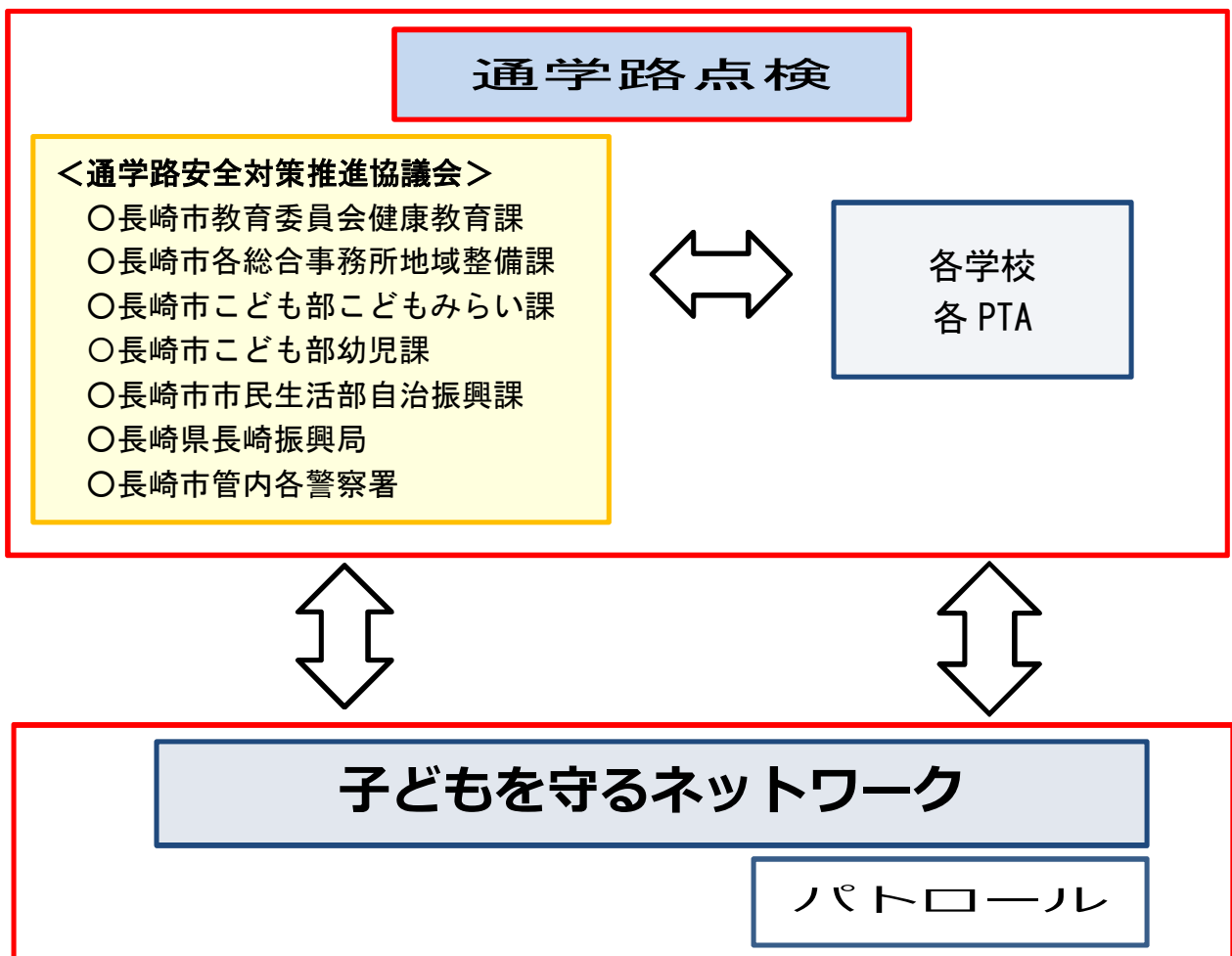
(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、計画的に合同点検を行い、対策実施後の効果を検証すると共に、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

長崎市では、平成17年に「子どもを守るネットワーク」として、各小学校区においてパトロールを行っており、点検の際に出てきた改善の要望に対しては、各機関が連携しながら、対応を行っている。今後はこのネットワークの活動を継続的に行うだけでなく、協議会を中心とした合同安全点検を計画し、点検の取組をPDCAサイクルとして実践し、繰り返し見直ししながら安全対策を実施することで、通学路のさらなる安全度の向上を図ります。

- ①分校を除く市立小学校67校を5ブロックにわけ、合同点検を行います。
- ②効果的な合同点検とする為、事前に地域の実情に応じて、合同点検が必要な場所を選定します。
- ③上記以外に緊急を要する場合はその都度合同点検を行います。

(2) 合同点検取組体制



(4) 通学路安全対策実施のための年間スケジュール

通学路合同点検

パトロール

子どもを守る ネットワーク による活動

(1) 巡回活動

① 日常的なパトロール

毎月定期的にパトロールを実施。子どもたちにとって危険な箇所がないかなどのチェックを行う。危険箇所等があった場合には、地域の実態を市へ知らせたり、市などで対応すべきと判断されるものについては改善を要望する。

② 啓発的なパトロール

平成15年7月の事件の教訓を風化させないよう、7月を強調月間として位置づけ、啓発的なパトロールを実施。これは、平成16、17年度に実施した「子どもを守る100人パトロール」を引き継いだもので、日常的なパトロール以上に大勢の大人が参加し、のぼりや横断幕などを使って、地域の方々にネットワークへの参加と理解を呼びかけている。

(2) 情報交換会

情報交換会は、パトロール等の活動を通して得た情報を、ネットワークのメンバーで共有するために開く。また、地域で共有すべき情報は、学校便り、ネットワーク便り、自治会便り等を通じて地域内に広く伝える。

<p>①通学路合同点検の実施</p> <p>○4月～11月(夏期休業中を除く)</p>	<p>①点検1月前までに、健康教育課から学校に、通学路点検実施について通知する。</p> <p>②点検2週間前までに、学校から健康教育課に提出された、改善要望箇所等について、協議会構成機関に通知する。</p> <p>③通学路合同点検を児童の登校時間に合わせて実施する。</p> <p>④点検後2週間以内に、所管課から健康教育課に改善要望に対する対応について報告する。</p> <p>⑤点検後3週間以内に、健康教育課が所管課からの対応について取りまとめ、学校に回答する。</p>
---	--



<p>②各所管課で対策等の実施</p> <p>○4月～</p>	<p>①当年度の要望箇所は対応可能な範囲で年度内に実施する。</p> <p>②新たな予算要求が必要な場合は、次年度の優先事項とする。</p> <p>③対応が完了した場合は健康教育課に報告、健康教育課から学校に報告する。</p>
---------------------------------	---



<p>③長崎市通学路安全対策推進協議会の開催</p> <p>○2月初旬</p>	<p>①当年度の通学路点検後の対応について確認する。</p> <p>②実施内容と積み残し、検討課題などを基に、次年度の方針の確認をする。</p> <p>③次年度の通学路点検計画について協議する。</p> <p>④協議会の内容を基に、対策一覧と対策図に内容を記載しHPで公表する。</p>
---	---



<p>④次年度の通学路点検日の通知</p> <p>○2月中旬</p>	<p>①次年度の通学路合同点検の実施日について、健康教育課から該当校に通知する。</p> <p>②学校は次年度の学校歴に通学路合同点検日を記載するとともに、PTA及びこどもをまもるネットワークに通知する。</p>
------------------------------------	--

4 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童が登下校で使用する道路および各小学校が指定する通学路を原則とします。(学校から○km圏内等の区切りは設けない。)

5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、推進協議会で検討し、各小学校ごとに一覧表及び対策箇所図を作成し、準備が整い次第、長崎市のホームページ等で公表します。

(例) 各学校区危険箇所の図



(例) 子どもを守るネットワーク危険箇所改善要望表

小学校区子どもを守るネットワーク危険箇所改善要望対応状況表											平成〇年〇月〇日回答	
※長崎市安全・安心まちづくり推進条例に基づく長崎市安全・安心まちづくり推進本部の業務												
通し番号	申請年月日	学校番号	申請校区	対象	報告内容	所管部局	所管課 (対応係名まで)	対応について	対応状況理由等	備考	マップ有無	マップ提出日

(目的・設置・名称)

第1条 長崎市立小中学校在籍の児童生徒（以下「児童生徒」という。）が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して推進するため、長崎市通学路安全対策推進協議会（以下「本会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施することとする。

- (1) 通学路の状況の情報交換
- (2) 合同安全点検に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、通学路の安全確保に必要な事項に関する事。

(組織・役員)

第3条 本会は、会長1名、副会長1名及び委員12名以内で組織する。

- 2 会長は、長崎市教育委員会 健康教育課長をもって充てる。
- 3 副会長は、中央総合事務所 地域整備1課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、別表1の関係課の委員により開催する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第5条 本会の事務局を、教育委員会学校教育部健康教育課におく。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

役員	関係機関	役職
会長	教育委員会 学校教育部 健康教育課	課長
副会長	中央総合事務所 地域整備1課	課長
委員	中央総合事務所 地域整備2課	課長
〃	東総合事務所 地域整備課	課長
〃	南総合事務所 地域整備課	課長
〃	北総合事務所 地域整備課	課長
〃	こども部 こどもみらい課	課長
〃	こども部 幼児課	課長
〃	市民生活部 自治振興課	課長
〃	長崎警察署 交通課	課長
〃	大浦警察署 交通課	課長
〃	浦上警察署 交通課	課長
〃	時津警察署 交通課	課長
〃	長崎県長崎振興局 道路維持課	課長

子どもを守るネットワーク推進事業の概要（一部抜粋）

1 趣旨

子どもたちが、安全にかつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、社会全体で子どもたちを守っていかうとするものです。

2 設立 平成17年6月

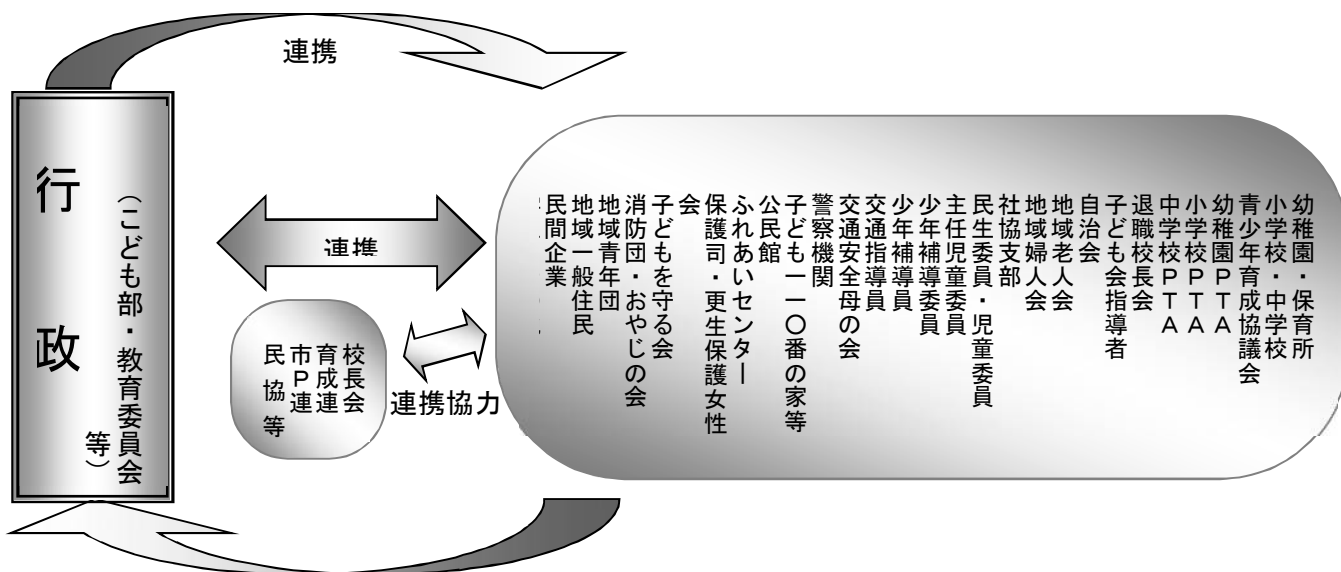
本ネットワークは、平成15年の長崎市、平成16年の佐世保市の子どもにかかる痛ましい事件を受けて、地域で子どもの安全を守るための市民委員会「12人委員会」からの提言に基づき、既存の学校週五日制推進会議の組織を発展拡大したもので、全小学校区に設置したものです。

また、対象は地区内の**全ての幼児・児童・生徒**とします。

3 組織

設立時：71小学校区
 H18年度：75小学校区（市町村合併により増）
 H19年度：73小学校区（3小学校の統廃合による減）
 H20年度：74小学校区（小学校新設により増）
 H22年度：71小学校区（4小学校の統廃合による減）

H28年度：69小学校区（3小学校の統廃合による減）
 H30年度：68小学校区（1小学校の統廃合による減）
 R2年度：67小学校区（1小学校の統廃合による減）



4 取組内容

(1) 巡回活動

日常的なパトロール…毎月定期的にパトロールが実施され、危険な目に遭っている子どもがい
 ないか、子どもたちにとって危険な箇所がないかなどのチェックが行われています。

危険箇所等があった場合には、地域の実態を市へ知らせたり、市などで対応すべきと判断さ
 れるものについては改善を要望しています。

啓発的なパトロール…平成15年7月の事件の教訓を風化させないよう、7月を強調月間と
 して位置づけ、啓発的なパトロールが実施されています。これは、平成16、17年度に実
 施した「子どもを守る100人パトロール」を引き継いだもので、日常的なパトロール以上
 に大勢の大人が参加し、のぼりや横断幕などを使って、地域の方々にネットワークへの参加
 と理解を呼びかけています。

(2) 情報交換会

情報交換会は、パトロール等の活動を通して得た情報を、ネットワークのメンバーで共有す
 るために開かれています。また、地域で共有すべき情報は、学校便り、ネットワーク便り、自
 治会便り等を通じて地域内に広く伝えられています。

5 子どもを守るネットワーク

各ネットワーク

(事務局：学校等)

